

聖籠町告示第36号

聖籠町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年9月30日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要綱の一部を改正する告示

聖籠町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要綱（平成29年聖籠町告示第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「260単位」を「264単位」に、「375単位」を「377単位」に改め、別表第2中「430単位」を「431単位」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の聖籠町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要綱の規定は、この告示の施行の日以後に居宅要支援被保険者等が受けた第1号訪問事業、第1号通所事業及び第1号介護予防支援事業に係る第1号事業に要する費用の額の算定について適用し、同日前に居宅要支援被保険者等が受けた第1号訪問事業、第1号通所事業及び第1号介護予防支援事業に係る第1号事業に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。